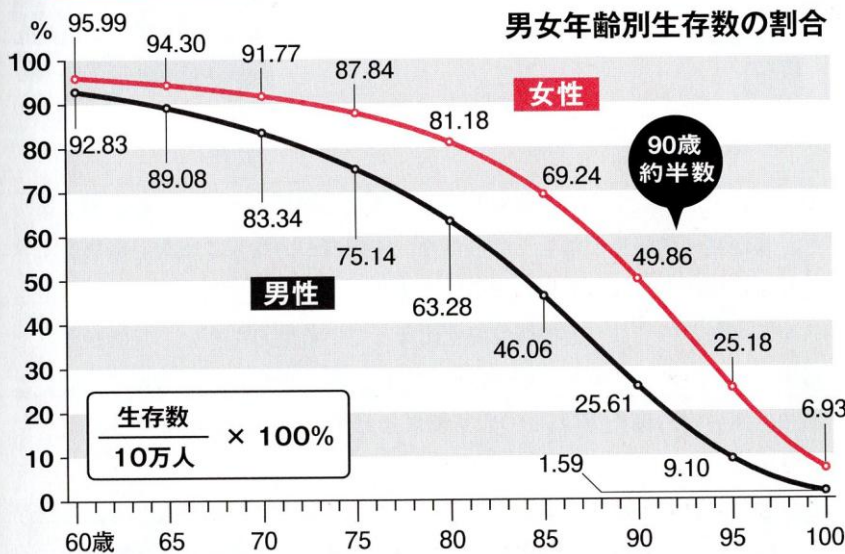


しかも、人口減少や少子高齢化は全国一律に進むわけではない。当面は東京への一極集中が続くとみられる。一方ですでに過疎化が進んだ地域では、出生数の減少に加えて、人口の流出が拡大している。やがて自治体機能を維持できなくなる市町村が全国的に続出することだろう。

Q&A

高齢者の割合はなぜ増える？

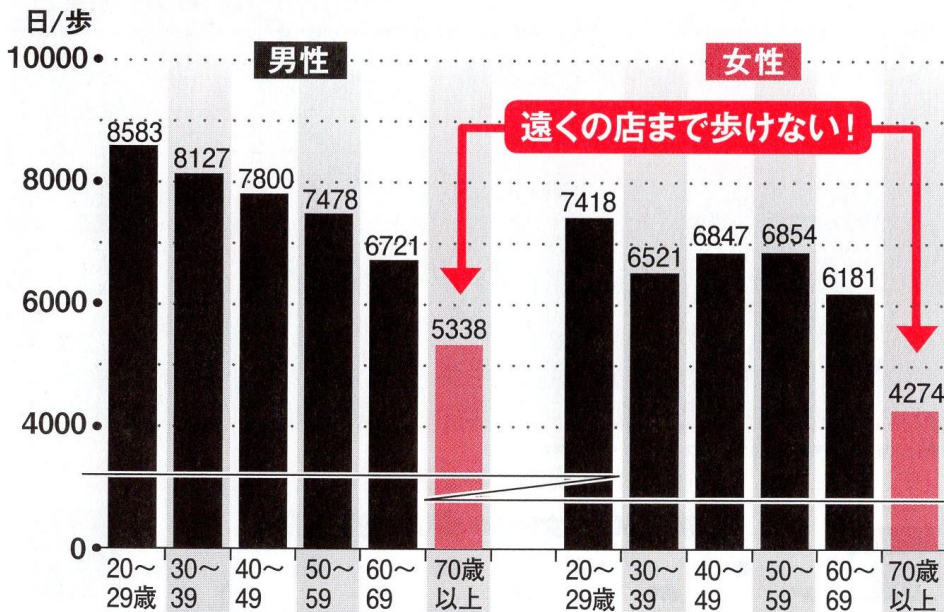
↓
男性の6割が80歳、
女性の半数が90歳まで生きるから



※厚生労働省HP「平成28年簡易生命表」より

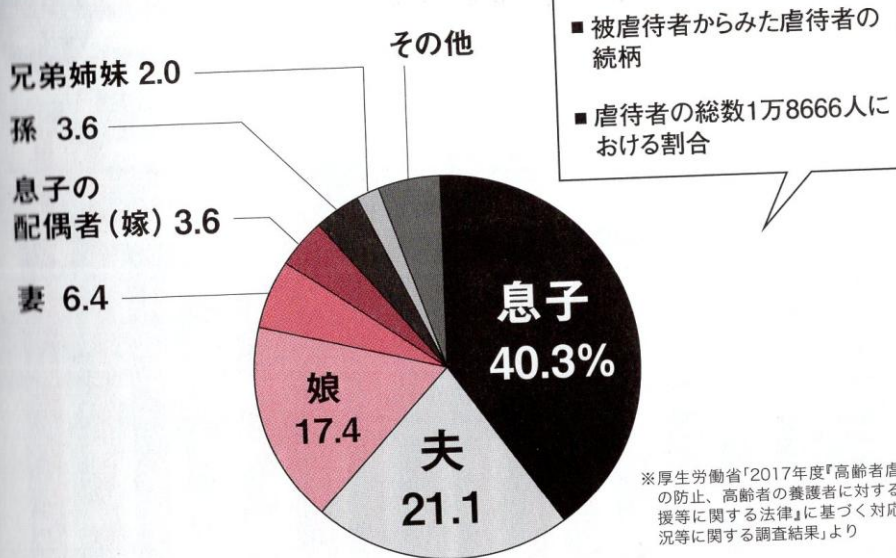
70歳代になると歩数が激減

1日に歩く歩数の年代別平均値



※厚生労働省「国民健康・栄養調査」(2016年)より

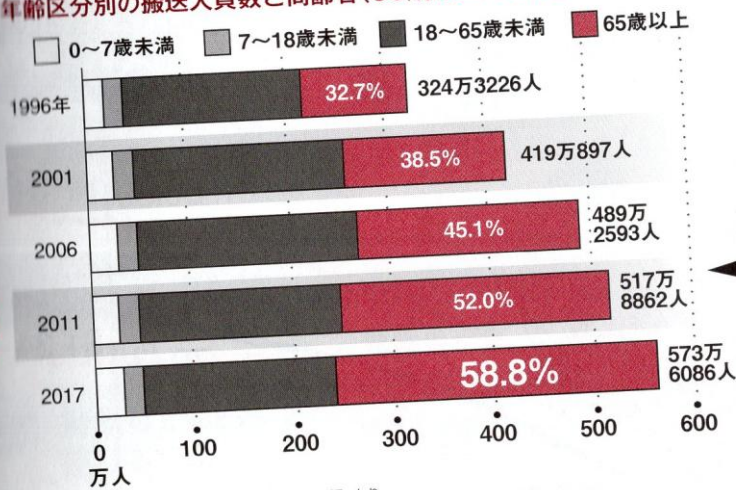
家族による高齢者虐待も起きている



※厚生労働省「2017年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果」より

救急車で運ばれる患者の約6割が高齢者

年齢区分別の搬送人員数と高齢者(65歳以上)の割合

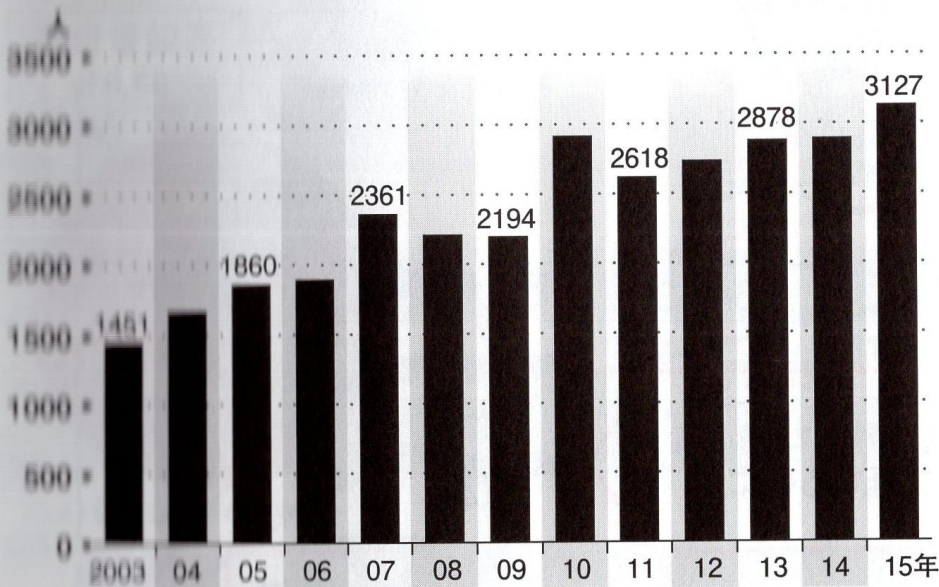


2人に1人以上
高齢者という現実!

※総務省消防庁「平成29年版 救急・救助の現況」より

東京都の「孤独死者数」は年間**3000人**を超える

東京都23区内におけるひとり暮らしで65歳以上の人の自宅での死亡者数

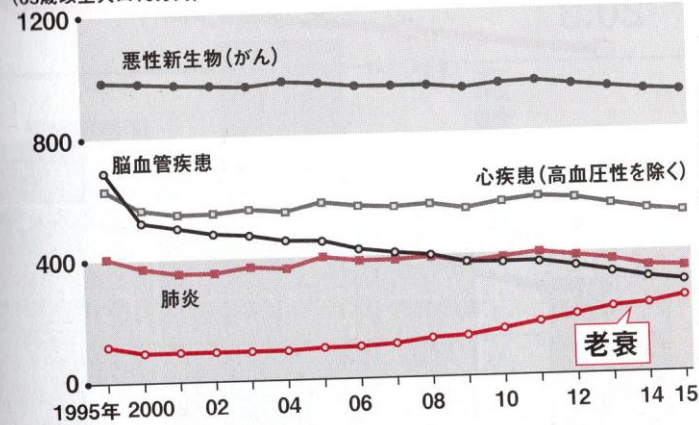


※東京都福祉保健局東京都監察医務院「東京都23区内における一人暮らしの者の死亡者数推移」より

老衰で死ぬ人が急激に増えている

65歳以上の高齢者のおもな死因別死亡率の推移

(65歳以上人口10万対)



用語解説



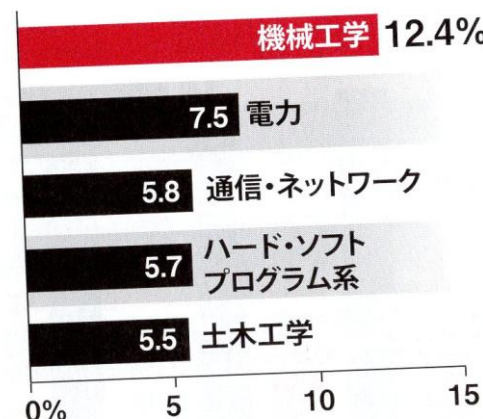
「三大疾病」とは「がん(悪性新生物)」「心疾患(急性心筋梗塞)」「脳卒中」の3つの病気の総称。三大疾病は、通常の病気と比べて死亡率が高く治療費が多くかかるケースがある。

※厚生労働省「人口動態統計」(2016年)より

◆第2章「24時間社会」の崩壊——勤労世代の激減

5年後に人材が不足する分野

5年後に技術者が不足すると予想される分野として、90分野から選択



※2018年理工系人材需給状況に関する調査(経済産業省)より

ニッセイ基礎研究所の試算では家計

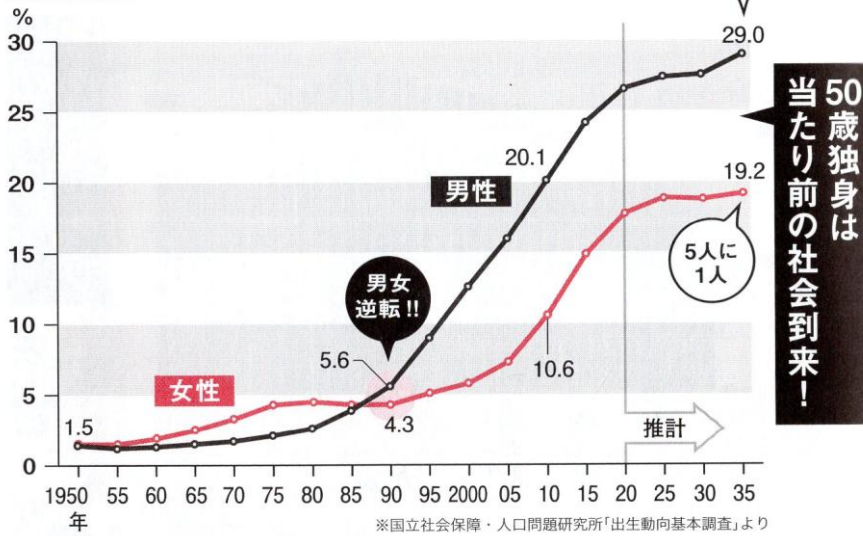
消費支出に占める60歳以上の割合は半数を占める勢いで年々増加しており、今や消費の主役は高齢者だ。これからのビジネスは、高齢者向けを意識せずしては成り立たない。

一方の若者はといえば、「車離れ」や「居酒屋離れ」「テレビ離れ」が当たり前となり、高級ブランドより等身大のファッションを楽しむようになってきている。総務省の全国消費実態調査では、30歳以上の男女の1か月の食料費、特に外食費はどんどん減っている。右肩上がりの賃金が約束された時代は去り、社会保障費や税金の負担がのしかかる世代、ぜいたくはせず堅実に消費する傾向は今後も続くだろう。

◆第3章「未来の母親」がいなくなる——出生数の激減

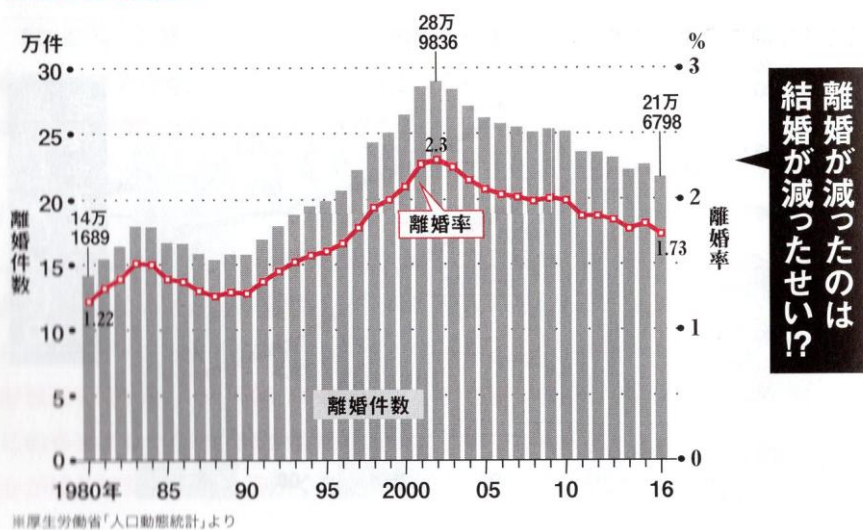
生涯結婚しない人たちは増加の一途

生涯未婚率



毎年20万組の夫婦が離婚

離婚件数と離婚率



一方で、「出生率の高さ」が全国から注目された自治体が岡山県にある。岡山県東北部にある奈義町（人口約6100人）だ。2005年の合計特殊出生率は1.41だったが、2014年には2.81と倍に。その後も高い値で推移している。出産祝

い金を第2子、第3子、と子どもの数が増えるごとに増額、逆に保育料は子どもが3人以上いれば無料にするなどの施策を進め、子育て世代を呼び込むこと、子どもの数を増やすことに成功したのだ。

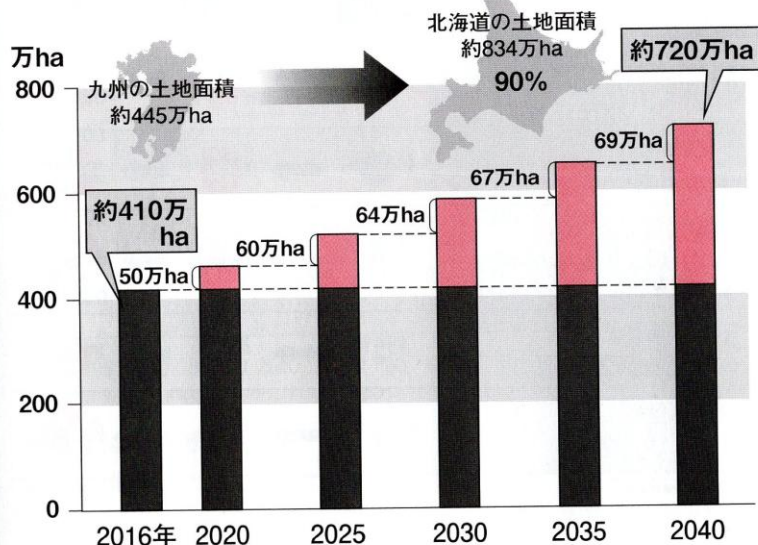
◆第4章 悲しすぎる地域の未来——全国で町やモノが消滅

サービス施設の立地する確率が50%および80%となる自治体の人口規模(三大都市圏を除く)



だれのものかわからない土地が2倍になる

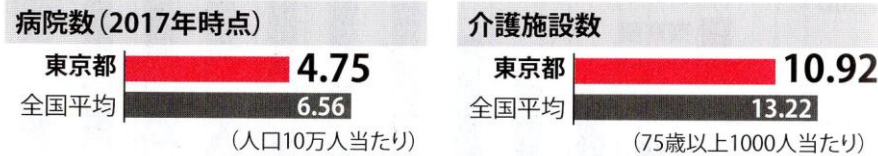
2040年の所有者不明の土地面積



※国土交通省の所有者不明土地問題研究会報告書より

水道管の法定耐用年数は40年

医療も介護も、東京が突出して「足りない」



※厚生労働省調査、日本医師会地域医療情報システムより

◆第5章 ではどうする？ 「戦略的に縮む」ための5つの提言

世界中の製薬会社が認知症治療薬から次々と撤退している。

1. 便利さからの脱却
24時間営業減らす。
2. 国際分業のススメ
日本の得意分野に人材集中
3. 居住と非居住エリアの分離・明確化
4. 働けるうちは働く

高齢になっても必要とされる人材となるには、スキルを磨き続けるしかない。40代ぐらいから専門技術や技能を教えてくれる大学や専門学校での学び直しをするのもよいだろう。

5. 1人で二役をこなす

副業・兼業が法律で規制されているわけではない。厚生労働省が示しているモデル就業規則に労働者の順守事項として「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと」との規定があり、多くの企業はこれをベースに就業規則を作成してきたわけだ。ところが、厚労省は2018年1月のガイドラインでこの規定を削除し、副業・兼業についての規定を新設した。

副業・兼業には、本業の企業の機密情報が漏洩するリスクや、本業とのダブルワークによる長時間労働で健康をそこねるといった懸念もある。

企業にすれば副業・兼業を認めると転職されてしまうとの懸念もあるだろうが、若い世代が減る時代においては、むしろひとつの会社に閉じ込めようとするならば、能力が高く、意欲のある人ほど転職を選択する方向に動くだろう。